

平成21年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学選抜試験

## 【2年短縮型】

# 法律科目試験問題：民法（配点：100点）

### 注意事項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は、全部で2ページである。  
解答用紙は、全部で8ページである。  
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 3 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 4 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 5 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 6 机上に各自の「受験票」と「大学入試センター法科大学院適性試験受験票」を出しておくこと。
- 7 解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。

第1問

以下の〔事例〕を前提として問1及び問2に解答しなさい。なお、解答に当たっては、各問に関連する判例の立場をふまえながら検討すること。また、〔事例〕に記載のある事実だけではAによる相殺がCに対抗できるか否かを判断することができない場合には、どのような状況があれば相殺が対抗可能となるかを明示して論述をしなさい。

〔事例〕

2008年10月1日、AとBとの間で金銭消費貸借契約（以下、「本件契約」と言う）が締結され、Aは本件契約に基づいてBに対して金銭を貸し付けた。なお、本件契約において、AがBに対して有する貸付金債権（以下、「甲債権」と言う）の弁済期は2008年12月1日と定められている。2008年10月15日、BがAに輸入家具を販売したことにより、BはAに対して売買代金債権（以下、「乙債権」と言う）を取得するに至ったが、乙債権の弁済期は2008年11月1日と定められている。

2008年11月15日、Bに対して貸付金債権を有しているCが乙債権を差し押さえたところ、Aは、甲債権を自働債権とし、乙債権を受働債権とする相殺の意思表示をBに対して行った（以下、Aによる相殺を「本件相殺」と言う）。

問1

Aは本件相殺をCに対抗することができるかどうかを検討しなさい。

(配点：30点)

問2

本件契約中に「将来BがAに対して債権を取得し、当該債権が第三者により差し押さえられたときは、その時点で甲債権の弁済期が到来するものとする。」との約定が存在した場合、Aは本件相殺をCに対抗することができるかどうかを検討しなさい。

(配点：20点)

(民法)

第2問

Bの所有する甲不動産には、Aのために抵当権が設定されている。この抵当権の設定登記後、BはCに甲不動産を賃貸し、現在Cが甲不動産を占有している。この場合、AはCに対して、甲不動産をBにではなく、Aに明け渡すよう請求することができるか。できるとすれば、どのような場合に、いかなる根拠に基づいて請求が可能か。また、「抵当権者は目的不動産の占有権原を有しないから、占有者の占有を排除したり、自己への引渡しを請求することはできないはずである」という批判にはどのように答えるべきか、説明しなさい。

(配点：50点)